

SSWを活用してすべての子どもの未来を育む！

SSW正規化による専門人材確保で、**教育・心理・福祉の支援パッケージ確立・働き方改革推進**

SSW（スクールソーシャルワーカー）とは

- 社会福祉等の専門的な知識や技術を有する**社会福祉士**
- **教育と福祉の両面**から、課題を抱えた児童生徒やその家庭、学校に働きかけ、**課題を改善**
- 子どもを取り巻く環境が深刻化する中で、**ニーズ・効果が非常に高い**

現 状

SSWを、教職員（国費負担）として配置することは、制度上できない

各自治体は、**財政状況が厳しく**、SSWを基本的に**非常勤の嘱託**として任用

給与・雇用期間・勤務時間等の勤務条件が不十分・・・

➡ **期待する人材の確保・十分な子どものケアが困難**



規制
緩和

福岡市などの指定都市

県費負担教職員制度の権限移譲（H29）により
柔軟な教職員配置が可能に（地方分権一括法）

緩和後

福岡市の提案

SSWを、教職員として位置付け、現在配当の教職員定数内で配置可能に！

権限移譲のメリットを活かし、SSWを正規職員として配置し充実を図る！

**期待する専門人材を確保できる！
充実した子どものケアができる！**





本規制緩和で期待される様々な効果

専門家による教育・心理・福祉の支援パッケージ確立

⇒いじめ・不登校・虐待・貧困を断ち切り，子どもたちの将来を保障

学校における働き方改革推進（教員の負担軽減）

⇒教員が本来業務に注力することで，学力向上・健全育成

国家戦略特区で福岡市が先行実施

⇒先行事例として効果検証し，SSW定数化を全国へ展開



特区をきっかけに
日本の未来を切り拓く！

規制緩和提案 ～義務標準法（公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律）等の改正～

SSWの追加

「教職員とは、校長（略）、教諭（略） ➡ 「教職員とは、校長（略）、教諭（略）、事務職員（略）
並びに事務職員（略）をいう。」 並びに スクールソーシャルワーカー をいう。」

現在配当の教職員
定数内で柔軟な運
用を求めるもの